

町田市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)6月5日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例

町田市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例（昭和60年9月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
番号	区分	番号	区分
略	略	略	略
43	<u>令和5年2月町田市告示第360号</u> に定める町田都市計画鶴川駅南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「鶴川駅南地区地区整備計画区域」という。）	43	<u>令和元年8月町田市告示第227号</u> に定める町田都市計画鶴川駅南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「鶴川駅南地区地区整備計画区域」という。）
略	略	略	略

別表第2の43の表を次のように改める。

43 鶴川駅南地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等 距離 適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度 最高高さ 軒の高さ
駅前商業地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 工場（自家販売のために食品製造業を営むもの及びガソリンスタンド、クリーニング業、自動車販売業その他こ	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値。ただし、法第59条の2第1項の規定に基づき許可を受けた建築物については、第2号の規定は適用しない。 (1) 公共施設の整備の状	10分の4。ただし、目標容積率が適用される建築物については、この限りでない。	150平方メートル	町田都市計画鶴川駅南地区地区計画計画図に表示する距離 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内	— —

	<p>れらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。)</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 1階部分を居住の用に(当該居住の用に供される部分に係る玄関、階段等を除く。)に供するもの</p>	<p>況に応じた最高限度(以下この表において「暫定容積率」という。) 10分の8</p> <p>(2) 区域の特性に応じた最高限度(以下この表において「目標容積率」という。) 10分の30</p>				<p>である物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの</p> <p>(3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫</p>		
沿道商業地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) 工場(自家販売のために食品製造業を営むもの及びガソリンスタンド、クリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。)</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 敷地面積が120平方メートル(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮換地の指定又は同法第103条第1項の規定による換地処分を受けた土地で、その面積が120平方メートル未満のものにあっては、当該土地の面積)未満の敷地に建築する建築物で、1階部分を居住の用に(当該居住の用に供される部分に係る玄関、階段等を除</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値。ただし、法第59条の2第1項の規定に基づき許可を受けた建築物については、第2号の規定は適用しない。</p> <p>(1) 暫定容積率 10分の8</p> <p>(2) 目標容積率 10分の30</p>	10分の4。ただし、目標容積率が適用される建築物については、この限りでない。	100平方メートル	町田都市計画鶴川駅南地区地区計画計画図に表示する距離	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの</p> <p>(3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫</p>	—	—

	く。)に供するもの							
周辺商業地区A及び周辺商業地区B	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 工場（自家販売のために食品製造業を営むもの及びガソリンスタンド、クリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。） (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値。ただし、法第59条の2第1項の規定に基づき許可を受けた建築物については、第2号の規定は適用しない。 (1) 暫定容積率 10分の8 (2) 目標容積率 10分の20	10分の4。ただし、目標容積率が適用される建築物については、この限りでない。	100平方メートル	町田都市計画鶴川駅南地区地区計画計画図に表示する距離	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供するもの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫	—	—
中低層住宅地区	都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値 (1) 暫定容積率 10分の8 (2) 目標容積率 10分の10	10分の4。ただし、目標容積率が適用される建築物については、この限りでない。	—	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める距離 (1) 隣地境界線までの距離 1メートル (2) 区画道路境界線、道路境界線又は道路中心線までの距離 町田都市計画鶴川駅南地区地区計画計画図に表示する距離	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供するもの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫	—	—

附 則

この条例は、公布の日から施行する。